

岩手県公安委員会告示第 8 号

運転免許取得者等検査の認定に関する規則（令和 4 年国家公安委員会規則第 8 号）第 8 条第 1 項の規定により、運転免許取得者等検査を行う者から次のとおり変更する旨届出があった。

令和 8 年 9 月 4 日

岩手県公安委員会
委員長 谷 村 邦 久

運転免許取得者等検査を行う者の名称	運転免許取得者等検査に使用する施設の名称	変更事項	内 容	
			変更前	変更後
佐藤興産株式会社	北上自動車学校	住所	北上市さくら通り四丁目 3 番 5 号	北上市飯豊24地割75番地17
		運転免許取得者等検査に使用する施設の名称	北上自動車学校	北上自動車学校花北校